

令和元年度

# 行政監査報告書

桐生市監査委員

桐監発第1・16号

令和2年3月16日

桐生市長 荒木 恵司 様  
桐生市議会議長 北川 久人 様  
桐生市教育委員会教育長 柴崎 隆夫 様

桐生市監査委員 石井 謙三  
同 谷 信良  
同 周藤 雅彦

行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 第1 監査のテーマ

市職員が携わっている任意団体の事務について（平成30年度）

## 第2 監査の目的

本市には、業務上の関係で各種団体と連携し、協力を得ながら事業を円滑、効果的に推進するために、市職員が任意団体（以下「団体」という。）の事務を取り扱っている事例がある。

これらの団体においては、市とは異なる組織であるため、地方自治法や市条例、規則等の適用を受けず独自の運営が行われているが、市職員が団体の事務を取り扱っていることから厳正かつ適切な事務運営を執り行なっていかなければならない。また、多くの団体が公金の支出によって運営されており、あるいは団体独自の外部の金銭も取り扱っていることから会計事務に従事する市職員は管理を徹底しなければならない。

このような状況を踏まえ、市職員が関与する団体の事務を対象として、全体的な団体の適正な運営や管理、事件事故の未然防止という観点から今回の行政監査を実施した。

## 第3 監査対象部局

全庁の部局（室）

## 第4 監査の期間

令和元年10月15日から令和2年2月27日まで

## 第5 監査の方法

平成30年度時点で全庁の部局（室）を対象に団体の有無、市職員の事務の携わり方、会計事務の管理などについて、調査票を送付して回答を求め、内容の集計、確認、まとめをして監査を行った。また、団体の預金通帳、印鑑を庁舎内で保管している部署に出向き保管状態を実地調査した。

## 第6 監査の着眼点

- （1）団体事務局の庁内設置についての根拠が会則等で規定されているか。
- （2）団体の設立、事務処理等の会則が適切に整備されているか。
- （3）市職員が行う団体の会計事務は適切に管理されているか。

## 第7 監査の結果

### 1 調査の定義

今回の監査を実施するにあたり、次の定義を付した。

#### （1）市の職員

一般職の職員（教職員・消防職員・企業職員・技能労務職員を含む。）、臨時・非常勤の職員

(2) 携わっている事務

課長相当職以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事に従事していること。

(3) 団体

- ・実行委員会は含む。
- ・法人格がある団体を除く。
- ・法律、条例に基づき設置された機関・団体を除く。
- ・市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的に、市の要綱等に基づき設置された機関・団体を除く。
- ・地方公共団体等で構成される団体で、持ち回りにより当番市等に事務局が置かれるものを除く。
- ・職員の親睦会等、市の事務執行と関係がないものを除く。
- ・補助金の交付等、市からの財政援助の有無を問わない。

(4) 庁舎

本庁舎、支所、消防本部、図書館、学校などの市役所が管轄している公共施設

2 監査の結果

提出された調査票を集計した結果、市職員が事務従事している団体の合計は、105団体であった。所管別の団体数は表1のとおりである。

表1

所 管	団体数	所 管	団体数
秘書室	0	消防本部	5
総合政策部	2	水道局	0
総務部	1	議会事務局	1
市民生活部	5	選挙管理委員会事務局	0
保健福祉部	2	監査委員会事務局	0
産業政策部	17	農業委員会事務局	0
都市整備部	3	教育委員会事務局管理部	59
地域振興整備局	7	教育委員会事務局教育部	3
出納室	0	合 計	105

(1) 団体の概要について

団体が設置されている目的については、表2のとおり地域住民等との連絡調整事業、イベント事業が多く、その他としては啓発事業、地域向上事業等があった。

団体設立後の経過年数については、表3のとおり30年以上の団体が52.4%で半数以上を占めていたが、経過年数が不明の団体もみられた。

団体の代表者は、表4のとおり市職員以外が88.6%でほとんどを占めており、これは一般市民等であった。事務局の代表者は、表7のとおり75.2%が市職員であり、事務局の代表者を特に設けず担当職員のみが存在している場合もあった。また、団体の事務局設置場所については、表5のとおり庁舎内が85.7%でほとんどを占めていた。なお、団体の代表、事務局の代表の特別職はすべて市長であった。

事務局を庁舎内に設置している根拠が会則等に規定されているかについては、表6のとおり86.7%で規定されていたが、規定のない団体もあった。

団体に従事する市職員及び市職員以外の人数については、表8-1のとおり市職員3人の団体が31.4%と最も多かったが、担当者1人の団体も24.8%と次いで多かった。市職員以外では、表8-2のとおり4人以上が多かったが、1人で担当している団体もあった。市職員の事務従事の内容は、表9のとおり団体のほとんどの事務に携わっていることが見受けられた。その他はすべて会計補助であった。

平成30年度の団体の決算額については、表10-1、表10-2のとおり収入額、支出額ともに50万円未満の団体が5割弱で半数近くだった。また、1,000万円以上の団体もみられた。平成30年度の収入については、表11のとおり本市、本市以外の両方からの収入がある団体が52.6%で、本市からの収入のみの団体が13.4%であった。市から支出された区分は、表12のとおり委託料と補助金が多く、金額ついて、委託料は約3万円から1,500万円までの範囲で、補助金は約1万円から1,700万円までの範囲で各団体に支出があった。

表2 団体が設置されている目的（複数回答）

区分	イベント事業	調査・研究・研修事業	地域・住民等との連絡・調整・連携事業	自治体間の連絡・調整・連携事業	その他
事業件数	51	31	59	17	14

表3 団体設立後の経過年数

(平成30年4月1日現在)

区分	～10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30年以上	不明	合計
団体件数	11	13	19	55	7	105
構成比(%)	10.5	12.4	18.1	52.4	6.6	100.0

表4 団体の代表者

(平成30年4月1日現在)

区分	特別職	市職員	市職員以外	合計
団体の代表者	9	3	93	105
構成比(%)	8.6	2.8	88.6	100.0

表5 団体の事務局設置場所

区分	庁舎内	庁舎外	合計
団体件数	90	15	105
構成比(%)	85.7	14.3	100.0

表6 事務局を庁舎内に設置している根拠が会則等で規定されているか。(表5で庁舎内と回答した団体)

区分	規程あり	規定なし	合計
団体件数	78	12	90
構成比(%)	86.7	13.3	100.0

表7 事務局の代表者

(平成30年4月1日現在)

区分	特別職	市職員	市職員以外	担当者のみ	合計
事務局の代表者	3	79	13	10	105
構成比(%)	2.9	75.2	12.4	9.5	100.0

表8-1 団体に従事する市職員及び市職員以外の人数

市職員数

区分	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計
団体件数	26	16	33	9	21	105
構成比(%)	24.8	15.2	31.4	8.6	20.0	100.0

表 8 - 2

## 市職員以外数

区分	0人	1人	2人	3人	4人以上	合計
団体件数	54	3	7	3	38	105
構成比(%)	51.4	2.9	6.7	2.8	36.2	100.0

表 9 市職員の事務従事の内容（複数回答）

区分	事業実施	活動支援	会計事務	会議等運営	連絡調整	その他
事業件数	85	82	70	101	99	6

表 1 0 - 1 平成 3 0 年度の団体の決算額

## 収入額

区分	収入なし	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	合計
団体件数	8	43	19	20	8	7	105
構成比(%)	7.6	41.0	18.1	19.0	7.6	6.7	100.0

表 1 0 - 2

## 支出額

区分	支出なし	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	合計
団体件数	7	48	17	19	8	6	105
構成比(%)	6.7	45.7	16.2	18.1	7.6	5.7	100.0

表 1 1 平成 3 0 年度の収入内容による団体件数

区分	本市からの収入のみ	本市以外からの収入のみ	両方からの収入	合計
団体件数	13	33	51	97
構成比(%)	13.4	34.0	52.6	100.0

表12 前表「本市からの収入のみ」及び「両方からの収入」の公費による  
支出区分の団体件数と平均金額（複数回答）

区分	補助金	負担金	委託料	その他
団体件数	25	9	40	1
平均金額(円)	1,894,711	270,333	861,980	604,000

(2) 会則・規定等の整備状況について

設立会則等については、表13のとおりほとんどの団体が整備されていた。

会計処理規程等については、表14のとおり約7割の団体が整備されていなかった。

事務専決規程等については、表15のとおりほとんどの団体が整備されていなかった。

事務取扱マニュアル等については、表16のとおりほとんどの団体が整備されていなかった。

表13 設立会則等の整備

区分	あり	なし	合計
団体件数	93	12	105
構成比(%)	88.6	11.4	100.0

表14 会計処理規程等の整備

区分	あり	なし	合計
団体件数	36	69	105
構成比(%)	34.3	65.7	100.0

表15 事務専決規程等の整備

区分	あり	なし	合計
団体件数	8	97	105
構成比(%)	7.6	92.4	100.0

表16 事務取扱マニュアル等の整備

区分	あり	なし	合計
団体件数	6	99	105
構成比(%)	5.7	94.3	100.0

## (3) 会計処理について

団体の会計処理に従事する担当者の状況については、表17のとおり市職員のみが43.8%と最も多く、次に市職員と市職員以外であった。このうち会計処理に従事する市職員及び市職員以外の人数は、表18-1、表18-2のとおり市職員は1人の団体が57.5%と半数以上を占めていた。また、会計処理に従事する市職員の従事年数は表19-1のとおり市職員では1年以上3年未満の年数が多かった。

出納簿等の整備では、表20のとおり団体の会計処理をしている部署においてほとんど整備されていた。

表17 団体の会計処理に従事する担当者の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	市職員のみ	市職員と市職員以外	市職員以外のみ	会計処理なし	合計
団体件数	46	27	26	6	105
構成比(%)	43.8	25.7	24.8	5.7	100.0

表18-1 会計処理に従事する市職員及び市職員以外の人数 (平成30年4月1日現在)  
市職員数

区分	1人	2人	3人	4人以上	合計
団体件数	42	14	14	3	73
構成比(%)	57.5	19.2	19.2	4.1	100.0

表18-2  
市職員以外数

区分	0人	1人	2人	3人以上	合計
団体件数	46	9	8	10	73
構成比(%)	63.0	12.3	11.0	13.7	100.0

表 1 9 - 1 会計処理に従事する市職員及び市職以外の従事年数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

市職員数

区分	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上	合計
人数	25	50	33	16	124
構成比 (%)	20.2	40.3	26.6	12.9	100.0

表 1 9 - 2

市職員以外数

区分	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上	合計
人数	14	27	1	19	61
構成比 (%)	23.0	44.3	1.6	31.1	100.0

表 2 0 出納簿等の整備

区分	あり	なし	合計
団体件数	70	3	73
構成比 (%)	95.9	4.1	100.0

(4) 会計事務のチェック体制について

平成 3 0 年度中の総会等の開催については、表 2 1 のとおりほとんどの団体が開催していた。

会計処理の事務のチェック体制については、表 2 2 のとおりほとんどの団体で複数人数のチェックをしているが、していない団体もあり会計管理の不十分さがうかがえる部署もあった。

監事の設置状況は、表 2 3 のとおりほとんどの団体で設置がみられたが、監事を置かない団体もあり、第三者的な視点で会計管理がなされていない状況があった。また、平成 3 0 年度決算に係る監事監査の実施では、表 2 4 のとおり監事を設置している団体はすべて実施されていた。

表 2 1 平成 3 0 年度中の総会等の開催

区分	あり	なし	合計
団体件数	67	6	73
構成比(%)	91.8	8.2	100.0

表 2 2 会計処理の事務について、複数人数でのチェック体制をとっているか

区分	いる	いない	合計
団体件数	66	7	73
構成比(%)	90.4	9.6	100.0

表 2 3 監事の設置状況

区分	あり	なし	合計
団体件数	62	11	73
構成比(%)	84.9	15.1	100.0

表 2 4 平成 3 0 年度決算に係る監事監査の実施（表 2 3 でありと回答した団体）

区分	あり	なし	合計
団体件数	62	0	62
構成比(%)	100.0	0.0	100.0

(5) 団体の会計処理に従事している部署への調査について（追加調査）

今回の市職員が携わっている団体の事務についての調査において、団体の会計処理に従事している部署へ追加調査を行った。

ア 団体の通帳等の管理について

団体の通帳については、表 2 5 のとおり部署で管理しているところがほとんどであった。

団体の通帳と通帳の印鑑をどこに保管しているかについては、表 2 6 のとおり通帳、印鑑ともにほとんどが部署内に保管されていた。また、その他は団体の会計宅や出納室の金庫等に保管されていた。

表 2 5 団体の通帳

区分	あり	なし	合計
団体件数	67	6	73
構成比(%)	91.8	8.2	100.0

表 2 6 団体の通帳と通帳の印鑑について、どこに保管しているか（表 2 5 でありと回答した団体）  
通帳

区分	課・公民館内	団体の代表宅	団体の 事務局長宅	その他	合計
団体件数	61	0	0	6	67
構成比(%)	91.0	0.0	0.0	9.0	100.0

## 印鑑

区分	課・公民館内	団体の代表宅	団体の 事務局長宅	その他	合計
団体件数	59	3	0	5	67
構成比(%)	88.0	4.5	0.0	7.5	100.0

## (6) 団体の通帳と通帳の印鑑を保管している部署への実地調査について

(5) 追加調査で団体の通帳と通帳の印鑑を保管している部署について、その管理状況を確認するために令和2年1月31日に各部署へ出向き訪問調査を行った。調査は昼間と夜間の保管場所の状況を目視による確認と聞き取りで進めた。その結果、昼間、夜間ともにキャビネットの中や金庫の中に保管されていた。また、担当者が不在のため通帳、印鑑が確認できない事例もあった。

## 3 まとめ

今回の行政監査は「市職員が携わっている任意団体の事務について（平成30年度）」をテーマとして全庁に対して実態調査を行い、その結果を踏まえ、追加調査、実地調査を行った。実態調査の結果は次のとおりである。

団体の事務局を庁舎内に設置している根拠について、ほとんどの団体で会則等に規定されていたが、規定のない団体もあった。明確な根拠なく市職員が団体の事務を取り扱っている状況であり、適正な立場で業務を行うよう改善を求めるものである。

団体の収入・支出で出納簿や会計処理規程等を整備していない団体がみられた。多額の公金

を取り扱う団体もあることから、公正に会計処理を行う観点において出納簿や規程等の整備をしていくことは重要である。

会計処理について、市職員のみ1人で取り扱っている団体があり、担当年数がほとんど1年以上3年未満という期間での従事であったが、5年以上携わっている職員もみられ、また、複数人チェックを行っていない団体もあった。事件事故を未然に防止するということから、これらの団体については、同一の職員が会計事務に長期間従事しない体制づくりや内部チェック体制の確立など市職員が団体の事務に関与するうえでリスクに適切に対応することが重要である。

実地調査において、鍵のかからない場所へ団体の預金通帳と印鑑を保管している部署が見受けられた。現金預金の管理の適正化ということから預金通帳と印鑑の保管・管理を別人とすべきである。また、鍵をかける、金庫で保管するなどルールを厳格化し、担当者のみでなく複数の職員による管理を検討されたい。

庁舎内に団体の事務局を設置していることについては、市の事業との関連が密接で効率的に事務を遂行することができる等の理由から合理性があると考えられるが、団体は市と異なる組織であり、その運営や会計等の事務が事務局内だけで処理される状況を考えると団体内部において問題が起これば、職員も関係する事件事故に発展する恐れもあるということを認識しておく必要がある。

また、実態調査の結果、団体の設立後、相当の期間が経過している団体が多いことがわかった。社会状況や行政需要が大きく変化していることから、団体事務への市職員の従事のあり方も団体の設置目的に照らした達成度や団体の自立に向けた取り組み等を検討し、公平、公正の視点から研究していくことを望むものである。